

平成 27 年 3 月 18 日  
九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所 1 号機の運転終了について

当社は本日、取締役会において玄海原子力発電所 1 号機（以下、玄海 1 号機）の運転終了を決定し、電気事業法第 9 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣に電気工作物変更届出を行いますので、お知らせいたします。（廃止予定日：平成 27 年 4 月 27 日）

玄海 1 号機については、平成 28 年 7 月に運転期間満了(※1)を迎えますが、運転期間を延長(※2)するためには、運転期間延長認可制度に基づき、平成 27 年 7 月 8 日までに申請を行う必要があります。既存設備の有効活用の観点から、運転延長申請の可能性について検討してまいりました。

〔(※1) 運転期間 40 年経過年月は平成 27 年 10 月であるが、新規制基準の施行(平成 25 年 7 月)時点で運転期間 37 年以上のプラントについては、3 年間の猶予期間が設けられた  
(※2) 運転開始から最大 60 年間〕

平成 25 年 7 月に施行された新規制基準への適合については、技術的には可能であるものの、そのためには大規模な追加対策工事が必要となり、工事に要する期間を踏まえた残存運転期間における追加投資額の回収の見通し、今後の需要動向から見た供給力確保の見通し等を総合的に勘案した結果、玄海 1 号機の運転延長申請を断念することといたしました。

なお、今回の決定にあたっては、「廃炉を円滑に進めるための会計関連制度」(※3)が平成 27 年 3 月 13 日に導入されたことも考慮しております。

玄海 1 号機は、九州初の原子力発電所として、昭和 50 年 10 月に営業運転を開始して以来、39 年にもわたる長い期間、九州地域の電力の安定供給及び電気料金の低廉化、さらには九州経済の発展に大きな役割を果たしてきました。

（玄海 1 号機の総発電電力量は約 1,300 億 kWh であり、当社の年間販売電力量の約 1.5 倍。）

これもひとえに、玄海町、佐賀県の皆さまをはじめ、広く周辺地域の関係者の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、改めて厚くお礼申し上げます。

今後、玄海 1 号機の廃止措置（解体工事等）実施にあたりましても、これまでどおり、地域の皆さまとのコミュニケーションを密にしながら、安全を最優先に着実に進めてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今回、玄海 1 号機の運転終了を決定しましたが、原子力発電については、わが国のエネルギー基本計画においても「重要なベースロード電源」として位置づけられ、わが国のエネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れていることから、安全・安心の確保を大前提として、引き続き活用してまいりたいと考えております。

(※3) 「廃炉を円滑に進めるための会計関連制度」の概要（経済産業省ホームページ）  
<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313003/20150313003.html>

(参考) 玄海原子力発電所1号機の概要

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 設置場所   | 佐賀県東松浦郡玄海町               |
| (2) 炉型     | 加圧水型軽水炉                  |
| (3) 出力     | 55.9万kW                  |
| (4) 主要経緯   |                          |
| 原子炉設置許可申請  | 昭和45年 5月30日              |
| 原子炉設置許可    | 昭和45年12月10日              |
| 建設着工       | 昭和46年 3月12日              |
| 営業運転開始     | 昭和50年10月15日              |
| (5) 総発電電力量 | 1,327.2億kWh <sup>※</sup> |
| (6) 設備利用率  | 74.3% <sup>※</sup>       |

※平成23年度末までの累計

以 上